

空き家調査にご協力ください

空き家の実態調査を行います

市では、市民に空き家の是正管理など広く啓発するとともに、空き家の対策を計画的に進めるため、平成29年度に空家等対策計画を策定する予定です。

そこで、計画策定に必要な基礎資料とするため、10月から全市域を対象とした空家等実態調査を実施いたします。

調査員は、統一された作業着を着用し、腕章及び身分証の携帯を厳守します。

実態調査の実施に伴い、調査員がお近くの宅地、建物の周辺を巡回しますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



■ 調査対象範囲

羽曳野市全域を調査対象範囲とします。

■ 調査内容

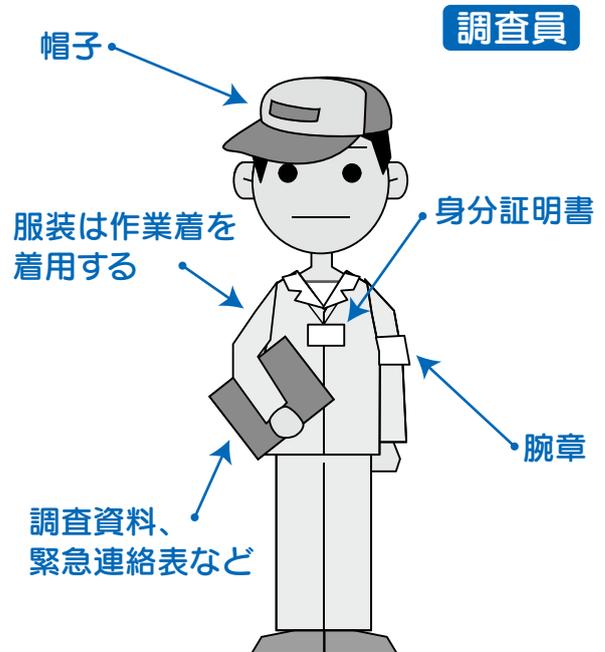
空き家と推測される建築物に対して、表札の有無、電気・ガスメータの確認、写真撮影などを行います。調査は外観目視で行い、調査員は敷地内へは立ち入りません。

■ 調査期間

10月初旬から11月下旬の2カ月程度を予定。

■ 調査員

羽曳野市役所が委託した業者(国際航業株式会社)により調査を行います。右の図のような調査員が巡回します。



空家等対策の推進に関する特別措置法とは

近年、適切な管理が行われていない空き家などが、防災・衛生・景観上、地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、地域住民の生命や身体、財産を保護し生活環境の保全を図り活用を促進するため、平成27年5月に「空家等の推進に関する特別措置法」が制定されました。



この法律では、空き家の所有者に対して、適正管理に努めるよう義務付けています。また、空き家の中でも著しく管理が行き届いていないものは、市町村が「特定空家等」と判断し、法に基づき指導・勧告などの措置の対象とします。

○羽曳野市役所

都市開発部 建築住宅課

☎ 958-1111

<内線:2270、2271>

○委託業者

国際航業株式会社 関西事業所
社会インフラ部

西日本まちづくりグループ

☎ 06-6487-1285

HP: <http://www.kkc.co.jp/>

